

## 著作権分科会における審議状況と今後の対応

### 1. 今期の審議状況

- 令和2年6月に「基本政策小委員会」、「法制度小委員会」及び「国際小委員会」を設置し、各小委員会において審議を行った。
- 基本政策小委員会において審議を行った「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」及び法制度小委員会において審議を行った「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)」については、令和3年2月3日に文化審議会著作権分科会報告書を取りまとめ、所要の制度整備等を行うべき旨を提言した。
  - ※ その後、本報告書に基づく「著作権法の一部を改正する法律案」が令和3年3月5日に閣議決定され、第204回通常国会に提出された。
- 文化審議会著作権分科会報告書の内容及び各小委員会における審議状況は次のとおりである。

#### (1) 文化審議会著作権分科会報告書(令和3年2月3日)について

##### ① 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化について

放送番組のインターネット同時配信等は、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要な取組であり、その推進のためには、これまで以上に迅速・円滑な権利処理を可能とする必要がある。

このため、令和2年8月末に総務省においてとりまとめられた放送業界の要望をもとに、同年9月以降、文化審議会著作権分科会基本政策小委員会のワーキングチームにおいて、幅広い関係者からのヒアリングを行った上で集中的に議論を進め、最終的には、令和3年2月3日に文化審議会著作権分科会報告書を取りまとめた。

報告書では、同時配信等に当たって想定される様々な課題に総合的に対応する観点から、①権利制限規定の同時配信等への拡充、②許諾推定規定の創設、③同時配信等に係るレコード・レコード実演の利用円滑化、④リピート放送の同時配信等に係る映像実演の利用円滑化、⑤裁定制度の改善という5点の措置について、具体的な制度設計等を示しており、これによって視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となることが期待される。

##### ② 図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)について

図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化した。

これを受け、令和2年8月以降、文化審議会著作権分科会法制度小委員会のワーキングチームにおいて、幅広い関係者からのヒアリングを行った上で集中的に議論を進め、最終的には、令和3年2月3日に文化審議会著作権分科会報告書を取りまとめた。

報告書では、①入手困難資料へのアクセスの容易化のための国立国会図書館によるインターネット送信の実施(著作権法第31条第3項関係)、②各図書館等による図書館資

料の送信サービスの実施（著作権法第31条第1項第1号関係）という2つの課題について、具体的な制度設計等を示しており、これによって権利者の利益保護に十分配慮しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスが充実することが期待される。

## （2）「基本政策小委員会」における審議状況について

①私的録音録画補償金制度の見直し、②デジタル時代に対応した著作権施策の在り方、③その他（授業目的公衆送信補償金制度・インターネット上の海賊版対策を中心とする令和2年著作権法改正）について、検討を行った。

### ① 私的録音録画補償金制度の見直しについて

私的録音録画補償金制度については、知的財産推進計画2020において、「新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020年内に結論を得て、2020年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる」とされている。

これを受け、基本政策小委員会では、昨年度から行われている関係府省庁（内閣府・文化庁・経済産業省・総務省）における検討状況等の報告を受け、意見交換を行った。引き続き、関係府省庁における検討状況等を注視しつつ、必要に応じて、来年度以降、改めて議論を行うこととする。

### ② デジタル時代に対応した著作権施策の在り方について

デジタル・ネットワーク技術の更なる発展を背景にして、コンテンツの創作・流通・利用を巡る状況が大きく変化しつつある状況を踏まえ、知的財産推進計画2020において、「デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる」とされた。

これを受け、基本政策小委員会では、デジタル時代に対応した著作権施策の在り方について、これまでの著作権法改正等の経緯と今後の検討スケジュールなどを確認の上、議論を行った。

知的財産戦略本部においては、令和2年8月に「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」を設置し、関係者からのヒアリングを行いつつ、具体的な課題・ニーズの抽出やそれを踏まえた検討の方向性を整理すべく議論が行われていたところ、令和3年3月に同タスクフォースの有識者委員による議論を整理した中間とりまとめがなされた。本とりまとめは、あくまで、有識者によるタスクフォースとして、現時点での課題及び考えられる検討の方向性等を整理したものであり、今後、幅広い関係者の意見を丁寧に聴取の上で、政府としての方針が定められることとなっている。

### ③ その他について

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関し、①新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた、令和2年度における早期施行（令和2年度に限って補償金額を無償とする特例）、②令和3年度以降の有償での本格実施に向けた補償金額の認可や財政支援の状況等について、それぞれ報告を受け、意見交換を行った。

インターネット上の海賊版対策を中心とする令和2年著作権法改正に関し、①「リーチサイト対策」（令和2年10月1日施行）、②「侵害コンテンツのダウンロード違法化」（令和3年1月1日施行）について、それぞれ、関係団体による取組や文化庁における普及啓発等の実施状況を含めて報告を受け、意見交換を行った。あわせて、文化庁において実施している著作権教育・普及啓発全体の状況についても報告を受け、意見交換を行った。

### (3) 「法制度小委員会」における審議状況について

①独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンシーの対抗制度、②研究目的に係る権利制限規定の創設について、検討を行った。

#### ① 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンシーの対抗制度について

今年度も法制度小委員会の下にワーキングチームを設置し、昨年度に引き続き、「独占性の対抗制度」及び「独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度」の導入について検討を行った。その審議経過等については、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書」（令和3年1月13日）として取りまとめられ、小委員会に報告された。

#### ② 研究目的に係る権利制限規定の創設について

昨年度の小委員会における議論の結果、制度設計等の検討を進めるに当たっての視点・留意事項が整理されるとともに、まずは、国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を把握することとされ、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」（委託先：財団法人ソフトウェア情報センター）が実施された。

この調査研究によって、研究目的に係る著作物の利用実態やニーズ、円滑な利用に当たっての課題、権利者団体の意向・懸念、検討に当たっての論点等が一定程度明らかになった一方で、調査研究報告書では、(i) さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、(ii) 国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘がされた。

これを受け、今年度は、まず、上記(i)(ii)の点に関して新たな調査研究を実施することとし、その進捗状況も踏まえながら、適宜、法制度小委員会において、制度設計等に関する議論を深めることとした。

※ 調査研究については、令和3年2月より、上記(ii)に関して、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」が実施されている。

#### (4) 「国際小委員会」における審議状況について

##### ① 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

世界知的所有権機関（WIPO）の著作権等常設委員会（SCCR）では放送条約等に関する議論が進められているところ、SCCRへの対応の在り方について集中的かつ機動的に検討を行うための「放送条約の検討に関するワーキングチーム」を設置し、昨年度整理された論点と検討順序に従って、放送・有線放送実務の有識者からのヒアリングを交えて議論を行った。

また、SCCRの議題となっている公共貸与権調査の提案に関して、諸外国における公共貸与権制度について有識者からヒアリングのうえ、議論を行ったところ、当該制度が途上国に与えるメリットや貸出書籍の電子化にどのように対応していくのかを注視すべきとの意見や、当該制度は著作権制度よりも各国独自の文化政策との繋がりが深いのではないかとの指摘があった。

##### ② 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

文化庁による海外における著作権保護の取組として、地域の著作権制度の整備を目的とするWIPOへの拠出金による「アジア太平洋地域著作権制度普及促進事業」、権利執行の強化を目的とする二国間協力事業及びトレーニングセミナーの開催、調査研究事業、普及啓発を目的とするアジアにおける普及啓発イベントの実施や教材の開発協力事業の実施状況について報告が行われた。また、民間団体による海賊版対策の取り組みについて発表が行われた。

(参考)

審議状況の詳細については、文化審議会著作権分科会（第60回）（令和3年2月3日開催）における報告内容を参照。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/60/index.html>

## 2. 今後の対応

- 私的録音録画補償金制度の見直しや、デジタル時代に対応した著作権施策の在り方、研究目的に係る権利制限規定の創設など、今年度の検討の結果、引き続き検討が必要とされた課題を中心に、著作権制度に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。